

入札公告

(事前審査方式) (入札説明書を兼ねる)

令和8～10年度群馬県庁等機械設備保全業務委託に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札前に行うものです。

令和8年1月26日

記

群馬県
契約担当者 群馬県知事 山本 一太

1 担当部局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県総務部財産有効活用課 県庁舎保全係 電話027-226-2126

2 業務委託内容等

(1) 業務名 令和8～10年度群馬県庁等機械設備保全業務委託

(2) 業務場所 群馬県前橋市大手町一丁目 地内

(3) 業務内容 別添仕様書等のとおり

(4) 委託期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

※本格業務開始は令和8年4月1日からとなるが、業務開始時に確実な業務を行えるよう、令和元年度本業務受託者からの引継を受ける期間を設けている。

なお、引継業務は前任者の業務完了日(令和8年3月31日)までに完了させるものとする。

3 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、2及び3において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始後、入札に参加する資格に支障がないと認められ資格者名簿に登載された者は除く。
- (6) 資格者名簿において、「役務等の提供」の資格を有し、主たる営業品目として「空調・衛生設備」の保守管理について登録があること。
- (7) 資格者名簿において、従業員数が100人以上で格付等級がA等級の者であること。
- (8) 群馬県内に本社、支店又は営業所が登録されていること。
- (9) 群馬県の令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿における管工事の総合数値が850点以上である者。
- (10) 以下の経験・資格を有する業務責任者及び副業務責任者を配置できる者であること。

ア 業務責任者

設備管理に関する実務経験を10年以上有する者であり、技術士(上下水道、衛生工学、機械(流体工学、熱工学)、総合技術監理(上下水道、衛生工学、機械-流体工学、機械-熱工学)のいずれか)

もしくは一級管工事施工管理技士の資格を有し、入札日前3ヶ月以上継続して雇用されている者であること。

イ 副業務責任者

機械設備点検保守の実務経験を5年以上有していること。

ウ 業務責任者または副業務責任者は、延べ床面積30,000m²以上の施設における機械設備保全業務の経験を有していること。

4 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1) 申請書及び資料は、令和8年1月27日(水)から令和8年2月9日(月)10時00分までに郵送または持込みにより提出すること。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1-2)

イ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 配置予定責任者の資格・実務経験

(ア) 3 入札参加資格 (10) アに示す実務経験証明書、関係資格証の写し、及び入札日前3ヶ月以上継続雇用証明書

(イ) 同項イに示す実務経験証明書

(ウ) 同項ウに示す実務経験証明書

(3) 配置予定責任者

ア 配置予定者を正副各一名に特定できないときは、予定される複数名分の資格・実務経験にて申請することができる。

(4) 入札参加資格は申請書及び資料の提出期限日に確認するとともに、その結果を令和8年2月10日(火)までに郵送等により通知する。

(5) 入札参加資格があると認められた者が資格の確認を行った日の翌日から開札の日までに指名停止を受けたときは、入札参加資格を取り消すとともにその旨を通知する。

(6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書及び資料の再提出を求めることがある。

(8) 申請書及び資料は返却しない。

5 入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(別記様式5)により説明を求めることができる。

ア 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。)以内

午前9時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。

イ 提出場所 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係

(2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対して書面(別記様式6)により回答する。

6 別添仕様書及び設計図書等に対する質問

(1) 別添仕様書及び設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面(様式は自由)により提出すること。

ア 提出期間 令和8年2月10日(火)から令和8年2月17日(火)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)8時30分から17時15分まで(12時から13時までの時間を除く。)

イ 提出場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 総務部 財産有効活用課 県庁舎保全係

TEL: 027-226-2126

(2) (1)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年2月18日(水)13時から令和8年2月26日(木)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)8時30分から17時15分まで

イ 閲覧場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁11階南側掲示板

7 現場説明会 実施しない。

8 入札書提出の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年2月26日(木) 10時00分入札 即時開札
- (2) 入札場所 群馬県庁舎11階 111会議室

9 入札方法等

- (1) 入札(見積)に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
- (2) 入札(見積)に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。
- (4) 提出した入札(見積)書の引き換え又は変更は認めない。
- (5) 開札の結果落札者がないときは、再度の入札を付することがある。
- (6) 再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求める、随意契約に移行する場合がある。

10 入札保証金 免除

1.1 契約保証金

- ・群馬県財務規則第199条の規定に該当する場合 免除

1.2 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者
 - イ 同一事項に対して二以上の入札をした者
 - ウ 入札に際し不正の行為のあった者
 - エ 入札書に必要な事項を記載しなかった者
 - オ その他入札に関する条件に違反した者
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1.3 落札者の決定方法

- (1) 本入札には最低制限価格が設定されており、入札価格が最低制限価格を下回る場合には失格とする。
- (2) 開札後、群馬県財務規則第169条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより、落札者を決定する。

1.4 契約書の作成の要否 要

1.5 支払条件

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
前払金及び 中間前払金	なし	なし	なし
部分払	12回	12回	12回

注：部分払は、月毎に業務実績報告書を提出し、検査合格をもって契約書に記載された月毎の委託料を請求することができる。

1.6 審査請求

- (1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係とする。

1.7 その他

- (1) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領及び群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に準じて指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、入札参加に際して別添仕様書及び設計図書等をよく確認すること。
- (4) 落札決定後、業務責任者等を適正に配置しない場合もしくは出来ない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。